

雪捨ては指定の雪捨て場へ

今年度も鮭川・真室川の河川敷を雪捨て場として関係市町村へ提供しています。
なお、ご利用される方は、雪捨て場に雪以外(ゴミなど)のものを持ち込まないようお願いいたします。



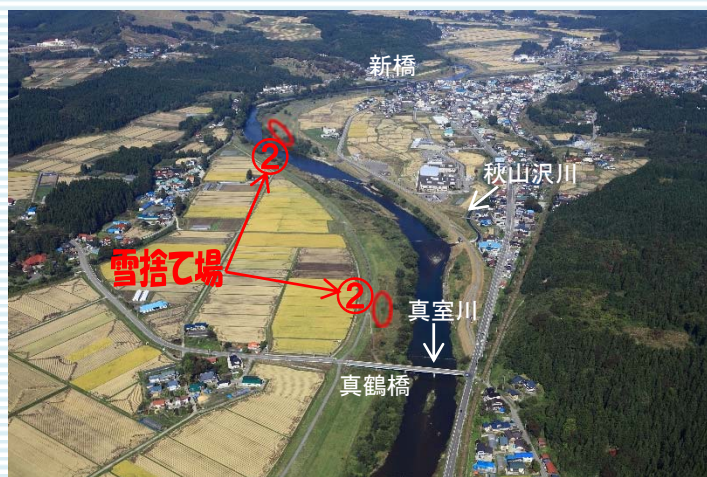
戸沢村大字岩清水地内



鮭川村大字佐渡地内



鮭川村大字庭月地内



真室川町大字新町地内・木ノ下地内

雪捨て場の利用に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先にご確認ください。

【問い合わせ先】

- ①: 戸沢村役場 建設水道課
- ②: 真室川町役場 建設課
- ③: 鮭川村役場 農村整備課

- TEL 0233-72-2111
- TEL 0233-62-2111
- TEL 0233-55-2111

不法投棄は犯罪です！

川にゴミを捨ててはいけません。



(真室川)新町地区

この写真は今年の4月から鮭川出張所管内で発見された不法投棄の数々です。

不法投棄は景観を損ねるのはもちろん水質や土壌汚染問題につながるだけでなく、場合によっては増水時に樋門の出口をふさぎ樋門の操作が出来なくなるなど重大な影響も考えられます。

不法投棄は犯罪です。

鮭川出張所ではこれからも河川のパトロールをし、不法投棄を厳しく取り締まっています。

お近くの河川で不法投棄に気づきましたら当出張所までご連絡下さい。



(金山川)平岡地区



(鮭川)岩清水地区



(鮭川)津谷地区



・不法投棄を行った者

「河川法第29条」

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

「廃掃法第5条及び第16条」

5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金

またはこの両方

(法人等の場合は3億円以下の罰金)

河川距離標が現在地の目印に

不法投棄や油の流出、水難事故や野焼きなど、河川での事件、事故を連絡するとき、「河川距離標」が目印になります。鮭川管内の場合(鮭川・真室川・金山川・泉田川)概ね200メートルごとに設置されています。「鮭川の左岸、19.6kmの標識があります。」

と連絡すると、場所が速やかに特定でき、より素早い対応が可能です。



※下流(河口側)を向いて、右側が右岸(うがん)左側が左岸(さがん)です。

不法投棄等、河川の異常に気づいたら鮭川出張所にご連絡下さい。

お問い合わせ

〒999-5203

山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 担当 荒井・小野

TEL 0233-55-3020 FAX 0233-55-3083

HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/shinjou/>

★「みずおと」をご覧になっての感想やご意見をお寄せ下さい。

★工事現場や河川管理施設を見学されたい方は鮭川出張所までご連絡下さい。

